

ドクターヘリについて

住民の皆様もドクターヘリを目撃したことがある方が多いのではないのでしょうか？そこで今回はドクターヘリについてご説明させていただきます。

北海道には道央（札幌）・道北（旭川）・道東（釧路）にドクターヘリが配備されており道北地区は礼文島～占冠村までの範囲を管轄しております。消防がドクターヘリを要請した場合、南富良野町まで約15分～20分程度で到着します。また平成25年中南富良野支署では天候不良（視界不良）や重複要請で運行が不可能な場合も含め6件、富良野管内では141件もの要請がありました。2009年から運行が始動した道北ドクターヘリですが、現在では緊急を要する傷病者にとってなくてはならないものとなっています。

南富良野町では施設や学校の協力を得て18カ所のランデブーポイント（ドクターヘリが降りる場所）があります。また下記以外にも機長の判断で現場直近に降りることもありますし、風圧や騒音、砂埃などで住民の方々にはご迷惑をおかけすることもあります。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

南富良野町ランデブーポイント一覧

幾寅地区	山村広場、南富良野小学校・中学校・高校、スキー場 重機車庫前、除雪ステーション、町民体育館駐車場
東鹿越地区	地域交流センター、森林公園（バスケットボール付近）
落合地区	旧落合小学校、多目的センター
北落合地区	旧北落合小学校
金山地区	旧金山中学校、特別養護老人ホームふくしあ、除雪ステーション
下金山地区	下金山小学校、多目的センター

この他にも落合地区の狩勝峠やチェーン着脱場をランデブーポイントとして申請中です。冬期は積雪によって使用出来ない場所もありますし、ドクターヘリも冬期は視界・天候不良などによって夏期に比べて約40%出動件数が減少してしまいます。

☆よくあるご質問

- Q. 自分（町民）からドクターヘリを要請することができますか？
 A. 消防からしか要請できません。消防では基本的には119番が来た時点で要請しますが現場で緊急を必要と判断した場合も要請します。
- Q. 患者家族が同乗することはできますか？
 A. 同乗はできません。しかし、医療行為を行う上で必要とフライト医師・看護師が必要と判断された場合は同乗してもらうことがあります。
- Q. お金はかかりますか？
 A. 救急車と同様に搬送にはお金はかかりません。ドクターヘリ機内で提供した医療行為は医療保険の範囲内で医療費がかかります。
- Q. 町民として協力できることはありますか？
 A. 消防がドクターヘリの支援を行うため、必要ありません。関係者以外は強風や砂埃でケガをすることがあるため、ランデブーポイントには近づかないようご協力をお願いします。



南富良野支署出動件数（平成26年3月末現在）
 救急出動 22件（内ドクターヘリ要請件数4件）
 火災出動 1件
 救助出動 0件



富良野広域連合富良野消防署南富良野支署 ☎52-2119
 〓fs-nanpu@vesta.ocn.ne.jp 火災案内 ☎52-3119

新たにお店をはじめる方・会社を設立される方・異業種に挑戦する事業所を応援します。

商工業等起業支援制度

町では、活力ある商工業の振興を目的として、平成10年度以降「商工業振興促進条例」、「商工業振興起業促進条例」「商工業振興アシスト条例」を定め、店舗や工場、事務所の新築・増改築や設備費用に200万円を上限に助成をしてきました。

制度開始以来、多くの事業所が新規起業又は施設整備を行ってきており、地域の商工業振興の一助となっていることから、平成26年度からは、これまで対象としていた起業促進に加え、既存商工業者の方が異業種を開始しようとする場合についての事業も対象とした新制度が始まりました。

「商工業等起業支援条例」		
内 容		助 成 額
起 業 者	新たに商工業等を営む個人及び法人が営業の用に供する施設、設備等で、事業に要する費用が100万円以上であるもの	費用の1/3又は200万円のいずれか少ない額
既設事業者	既に事業を営む商工業者が異業種を開始する場合の施設の増改築、備品、設備等で、事業に要する費用が100万円以上であるもの	

⇒資格要件は…

- 起業時において起業者とその家族及び従業員とその家族全員が町内に居住し、3年以上の事業継続が見込まれること。
- 南富良野町商工会の会員となること。
- 町税等の滞納並びに遅延がないこと。

⇒申請の手続きは…

- 事業を開始する30日前までに、事業計画書を提出（別に指示する書類を添付）

南富良野町特産品開発支援事業

特産品を作ってみませんか？

町民の皆さんが町の農産物や林産物等を使って、特産品の研究・開発・販売を行いたい方を支援するため、補助金を交付する制度を設けました。

これから特産品を作りたいと思っている方

調査・研究に要する費用⇒試作品に係る費用及び消耗品、事務費

すでに製品を製造販売されている方

容器・ラベル・チラシ・パッケージの作成に要する経費
 販路拡大のために要した費用⇒旅費及び消耗品等

対象経費総額の
 50%若しくは100万円
 のいずれか低い額

●助成を活用したい方は、産業課商工観光係（☎52-2178）までお問い合わせください。